

平成30年度第3回矢巾町総合教育会議議事録

- 1 日 時 平成31年2月1日（金）午前11時～午前11時41分
- 2 場 所 矢巾町役場2階 2-2会議室
- 3 出席者
(構成員) 高橋昌造町長、和田修教育長、大坊一男教育長職務代理者、齊藤学教育委員、
漆原祥子教育委員
(事務局) 山本良司総務課長、田中館和昭学務課長、野中伸悦社会教育課長、村松康志
学校給食共同調理場所長、田村琢也学務課長補佐
(司 会) 山本良司総務課長

4 内 容

○ 司 会（山本課長）

それではただ今から平成30年度第3回の矢巾町総合教育会議をはじめさせていただきます。
はじめに、高橋町長よりご挨拶申し上げます。

○ 町 長

平成30年度、今日は第3回目になりますこの総合教育会議を開催いたしますがご出席いただきましてありがとうございます。矢巾町いじめ防止対策に関する条例の改正について協議をさせていただきますが、皆さんもご存じの通りこの条例は平成29年の3月に制定されて4月1日から施行されたわけですが、その際に2年後をめどに見直しを検討するというこの議会との約束事もございましたので、この見直しについて今日は皆さんと協議をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。先月の24日に小中学生による子ども議会で矢巾北中学校の生徒さんたちのグループから、小中学生の携帯電話またはスマートフォンの所持及びインターネットの利用方法等に関する矢巾町のルールについて質問があったわけですが、子どもさん達はその時の質問では携帯電話を持ってはいけないというルールではなく、使い方のルールを考えたほうがよいのではないかと、いい質問でした。今回の条例の改正について後から担当から説明させていただきますが文部科学省でも平成24年3月に学校ネットパトロールに関する取組事例や資料集をお示ししております。学校ネットパトロールというのはどういうことかということ、ネットによるいじめや嫌がらせといったことを監視ができる仕組みを子どもであれば町の教育委員会だけではなく、関係機関の団体と一緒に考えていくということで児童生徒にすれば特にネット上のいじめや嫌がらせが低年齢化しているということで、見られている感覚があればそういったことも防ぐことができるのではないかとということで全国でもそういった取組事例がありますので、後ほど担当課から説明させていただきますがそういった取組もあることを皆さんにもご理解いただいで今後、矢巾町として矢巾北中学校の生徒さんから出されたインターネットの利用方法に関する矢巾町ルール、そういうところにお応えしていきたいとご理解をお願いします。もう1つは先月の30日に県の教育振興基本対策審議会という会議があるのですが、県の町村会から派遣ということで出席させていただきましたが、和田教育長が委員のメンバーに入っておりまして町から2人出るということは珍しいと思っておりますが、県の教育振興計画案が最終的に答申案が示されるといことでございますので町の教育振興にも影響がありますので、答申案が出ましたら総合教育会議なり教育委員会議で皆さんにお示しさせていただきたいと思っております。県立学校の高校などの再編に関してですが、県の公会堂で話し合いがありまして今日時間があれば最後に情報

提供をさせていただきたいと思いますのでよろしく願いをいたしたいと思います。今日はいじめ防止対策についてまずは現状とこれからの取組について共有させていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

○ 総務課長

それでは協議の進行につきましては高橋町長の進行でお願いいたします。

○ 町 長

それではさっそく次第の3番目の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項第1号に関する事で、矢巾町いじめ防止対策に関する条例の改正について担当課から説明をお願いします。

○ 学務課長補佐

矢巾町いじめ防止対策に関する条例の改正ということでご説明をいたします。矢巾町いじめ防止対策に関する条例に関しましては町長からも話がありましたけれども、平成29年の4月1日に施行されましてその後条例に沿いまして学校、教育委員会等のそれぞれの立場で取組を行ってまいりました。特に学校現場でのいじめ見逃し0を目標といたしましていじめが潜在化することの無いように各小中学校において行われていじめアンケート等により認知することを徹底してまいりました。見直しにあたりまして条例に沿った取組を検証した結果、現在の取組、抜本的な既定の見直しにつきましては必要ないものの、スマートフォン等のインターネットの利用によるいじめにつながる事案への対処を充実すべきであるとの意見が教育委員さんや校長会議等であったことから、インターネットでのいじめがあった場合に児童生徒、保護者がデータの削除を求めたりするために必要なサポートをする規程を以下の校長会議での協議、教育委員会会議での協議、パブリックコメントを経まして条例第17条に追加をする内容でございます。第17条第4項に教育委員会は、インターネットを通じていじめを受けた児童等又はその保護者が、法第19条第3項に規定する情報の削除の求め、又は発信者情報の開示を請求しようとするときは、当該児童等又は保護者に対して必要な支援をするものとする。といった第4項を追加するものでございます。第17条の逐条解説にも第4項を追加しております。また、条例策定後にどのような取組みを行ってきたかということに掲載してございまして、矢巾町いじめ防止基本方針の策定、矢巾町いじめ問題対策連絡協議会の開催、矢巾町いじめ問題対策委員会の開催、各学校開催のいじめ問題対策推進委員会の開催、学務課内で行っておりますいじめ相談員連絡会の開催と、条例策定後に取り組んでまいりました。児童生徒がネットトラブルに巻き込まれた場合、どのように対処したらいいのかということが図になってございまして、児童生徒がトラブルに巻き込まれた場合学校もしくは保護者、もしくは教育委員会に相談した場合、教育委員会、学校、保護者のサポート体制そして最後は児童生徒、保護者がネットトラブルの削除依頼、開示請求を法務局に出すもしくは警察に捜査依頼をするという図が載っております。法務局で出しております考えようインターネットと人権というパンフレットの一部も載せております。毎月の教育委員会会議で説明しております平成31年度の12月までの各小中学校でのいじめ事案の認知件数及び解消件数の件数内容となっております。28年度、29年度の認知件数もございましてお目通し願いたいと思います。今年1月11日の岩手日報に掲載されたネット中傷被害で発信者情報を開示ということで、埼玉県の川口市であった内容の記事を載せております。

○ 町 長

それでは説明が終わりましたので各委員さん方からご質問ご意見またはご提言でも結構です

のでお願いいたします。

○ 大坊教育長職務代理者

インターネットに関する条文を追加するということですが、個人的にはあまりインターネットに詳しくないですが、インターネットを介したいじめは色々な形があるのだらうと思います。1つはメールアドレスといったものを使って直接に相手を攻撃したり、SNSを通じての書き込みをして攻撃をするといったことがあると思いますが、これらすべてに対応するという事は非常に難しいだらうと、表に出てこないものもあると思います。教育委員会が直接できるということではないと思いますが、そういったことに対して町としても支援していくが必要になってくると思います。

○ 齊藤委員

いじめ条例ができて2年たったと、具体的に細かく条例の検証をしなければならないですが実際それは難しいので、全体的に見た時に潜在化しているいじめを顕在化させた、認知をすることを表に出して結果として件数として出てくるということは条例の効果があると思います。全体的に条例の不足分を見た時に先ほども話がありましたが、インターネットに関して国の推進法があるみたいですがそれと見比べた時にちょっと不足があるのではないかと感じておりましたが、矢巾町としてはスマートフォンやネット利用について原則として禁止していると言いながらも、現実的にはお子さんたちに親が利用させていますので、それに対する対応を考えていかなければならないと思います。モラル的なことはルール化して作るということは必要だと思います。買いつけていくということは親の管理責任が大きいと思いますので、子どもと一緒に話し合いながらルール化していくという情報モラルの確立が重要だと思います。実際条例と見比べると教育を啓発する活動についての文言はあるみたいですが、いじめが発生した際にどうするかというのが国の推進法にはありますが町の条例には欠けているというので条例化するべきだと思います。今回の提案については国で考えている条文を見比べた時に実際問題と保護者が情報の削除を求める、あるいは情報の開示を請求するという表現ですが、条例ですので町としてあるいは教育委員会として、学校としてどうなのかという表現で、教育委員会は必要な支援をするものとするというような表現を使っているのもう一步踏み出した形になっていると思います。こういった形にしているのは非常にいいのではないかと。個人の権利プラス教育委員会としてどうするという事になると思いますので、よろしいかと思います。

○ 漆原委員

条例を改正することはいいと思います。顔が見えないだけで陰湿ないじめだと思いますが禁止だけではだめなのかなと。持つなというだけではだめでどのように使うのかということ徹底していく、そういう時期に来ているのかと感じました。

○ 町 長

条例の一部改正の内容についてはこのような形で進めさせていただかせてよろしいでしょうか。これから議会にも説明しなければならいわけですが今日はそういうことでよろしいですね。

平成30年度の認知件数が509件あるということだが、インターネットのといったことはわかるのか。

○ 学務課長

今のところないです。

○ 町 長

実態を把握するためには、認知件数の内訳をどのようなあれでいじめが発生したのかという実態も把握して対策を講じなければならないと思うのでよろしくをお願いします。

学校ネットパトロールの取組事例や本町の教育委員会ではどのように考えていくか、お考えがあれば。

○ 学務課長

学校のネットパトロールの件をお話しさせていただきます。ネットによるいじめなどを見つけるためには潜在化していることが大半でございますので、まずは事前に発見することが大事になってくると思います。国では平成24年に取組事例をまとめ資料を作成しておりますが、その中で他県において取り組んだ事例があります。やはりどういう体制でネットのパトロールをするかということが重要だと思います。例えば京都府や三重県では府や県の教育委員会が率先して民間業者に委託して業者でネットの掲示板などのパトロールをしているとあります。神奈川県横浜市では各学校で率先してパトロールをしております。当然教育委員会でバックアップをしているのですが基本的には学校が中心となって行っているというところもあります。山口県では、ネットの専任アドバイザーを雇用しましてアドバイザーと民間からのボランティア、ネットに通じた方のボランティアを募集してアドバイザーとボランティアと一緒にパトロールをするという事例があります。青森県の弘前市では、市教委で臨時職員を雇いさらに弘前大学のボランティアグループにネットパトロール自体を委託するという形で、大学生の中でもネットに詳しいグループに委託するという形で行っているかと思います。岩手県の教育委員会では今時点でネットパトロールは目立った取り組みはしていないようですが、条例改正を機に矢巾町といたしましても事前に発見することがいじめ発生を抑制する効果があると思いますので、どのような体制でネットパトロールを実施していくか体制を考えていきたいと思っています。

○ 町 長

今度の条例の一部改正と合わせて学校ネットパトロールの仕組みを検証させていただきながら、後はプライバシー保護の問題もありますので関係機関、団体からご指導、ご助言をいただきながら進めてまいりたいと思います。このことについて委員さん方からもしアドバイスがあればお願いしたいと思います。岩手県では初めての取組になるのか。平成27年の7月5日の重大事案があったけれども、その意味でもこういう取り組みをすることはいいことだと思うのでこの条例の一部改正と合わせて学校ネットパトロールを行うことは、ただ体制整備に時間がかかると思っていますので、整備しようとしている間にも事案は発生するかもしれないので早く体制整備に入りたいと思います。次の総合教育会議できちんと説明できるようにお願いいたします。

今日和田教育長が同席しておりますので、県の教育振興計画の中で特徴的なところを説明願います。

○ 教育長

キーワードは幸福度ということで出ておりましたけれども、矢巾町としてもその部分については取り入れていかなければならないと思いますが、ただ数値目標だけでできるものではないことがたくさんありますので矢巾町なりのものを取り入れていきたいと思っております。私からは高校再編のことを話してもよろしいですか。高校再編の会議に出席しまして、実は盛岡周辺でいうと来年度入試の段階で盛岡四高が1学級減になります。今の中学校3年生がその影響を受けるということになっております。その次は不来方高校がその対象になります。不来方高校の場合も1学級減の予定です、あくまでも予定です。そのために県内各地域で学級減ということでの話し合

いがもたれております。いわゆる山間部では高校は必須だと、子どもたちがどこに高校進学すればいいのかと悲痛な叫びもあります。その状況とまた私たちが置かれている状況は違いますので、その願いも含めてこちらで話をしているところです。特に不來方高校の場合には学系と言って非常に特色を持った学校です。全県からそれを受け入れているわけですのでそういう意味でもその選択肢が少なくなるということは子どもたちにとってかわいそうなので、考えてほしいということをあの場で話をしてまいりました。町長さんからも具体的な質問をされて、担当の県からも答えがありましたけれどもいずれこれからの子どもたち、確かに全県での児童生徒数、特に中学校3年生の子どもたちが減っていくということがあります。ただ盛岡周辺の特にも矢巾町の場合にはここから8年先10年先ほとんど変わらないという現状があります。そういう実態も叫んでまいりました。矢巾町あるいは紫波町を含めて特殊な部分がありますということを含めて県でも再編について見直しをしてほしいということをお話してきました。

○ 町 長

いずれ不來方高校は1クラス減らされるということです。

○ 大坊教育長職務代理者

1クラス減と言いますが、普通科や体育科などありますがどこの部分が減らされるのか。

○ 教育長

人文系です。クラスの多いところからです。

○ 大坊教育長職務代理者

理由というのは定員に達していないからということでしょうか。

○ 教育長

県全体の中学校3年生、いわゆる卒業生の数が少なくなっていく、その中で受け皿の高校の数も減らしていかないと全県的なバランスが取れないと。どこから減らしていくか、山間部を減らすと山間部の子どもたちが入るところが無くなってしまうのでその分を都市部でも減らしていきましょうということです。

○ 町 長

どこの市町村でも県立学校を減らされるということは地域の活性化にも大きく影響されると思います。私も質問させていただきましたが中高一貫教育、今一関一高の附属中学がありますけれどもこれを盛岡広域で考えてはいないのかと聞いたところ、回答は無しでしたがいずれ連携、併設型、今1クラス減らされると空き教室が出るわけです。できるのであれば空き教室をそのまましておくのではなく中高一貫教育、特に矢巾の不來方高校周りは医大もあるので、特別進学クラスを不來方高校でも、そこまでは話しませんでした。できればうちの和田教育長は小中のコミュニティスクール、中高から大学までの一貫教育。矢巾はそろっているのだからこれからはお願いしていきたいと思います。

その他皆さんからごさいませんか。来年度の予算編成で何か特徴的なものを委員さん方にお話しすることはないか。

○ 教育長

教育環境を整えるために空調の整備をいたします。

○ 町 長

6月末までにはできるな、スケジュールとして。今度の議会でお諮りしてお決めになっていたれば進めることはできますので。まず小中のトイレの洋式化も年内には終わるな。

○ 教育長

もう終わりました。

○ 町 長

次はクーラーと。暖房も一緒に入るところがあるな。教育環境の整備は矢巾町の場合は前向きに取り組みをさせていただいておりますので、あとは小中の学力向上ですね。岩手県でナンバー1になってもらいたいな。

なければここで閉じさせていただいてよろしいですか。今日はお忙しいところありがとうございました。皆さん方のご意見ご提言を基に今後進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【午前11時41分 閉会】